R3.12改

# 介護保険 主治医意見書について

# 1 主治医意見書の作成について

- ・主治医意見書は、できるだけ早急に、同封の封書で区福祉課にご返送ください。(<u>依頼書に記載している提出期限までにご返送</u>をお願いいたします。)
- ・提出された主治医意見書について、区職員からお尋ねする場合があります。ご協力をお願いします。
- 「主治医意見書記入の手引き」の最新版を広島市ホームページに掲載しています。
- ご一読いただき、内容をご確認のうえ、作成をお願いいたします。
- <掲載先>広島市ホームページ【ページ番号 0000002348】(http://www.city.hiroshima.lg.jp/) の主治医意見書記入の手引きをご覧ください。
- 固有名詞 (病院名や施設名など) や難解な専門用語を避けてご記入ください。
- 主治医意見書の医師氏名欄は医師本人による自署をお願いします。(氏名ゴム印+押印は不可
- 主治医意見書項目の主な記入上の注意事項(「主治医意見書記入の手引き」から引用(一部加筆)、 裏面の主治医意見書見本とあわせてご確認ください)

## ①診断名について

- ・生活機能低下の直接の原因となっている傷病名を記入してください。
- ・第2号被保険者(40~64歳)については、介護を必要とさせている生活機能低下等の直接の原因となっている疾病が、介護保険法施行令で定められた特定疾病に該当することが認定の要件になりますので、「1.」に特定疾病名を記入してください。

#### ②症状としての安定性について

・①で記入した「生活機能低下の直接の原因となっている傷病による症状」の安定性について、該当する選択肢を選び、具体的な内容を記入してください。

### ③傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容について

• ①で記入した傷病または特定疾病の診断根拠、主要な所見、経過及び投薬内容を含む治療内容等について要点を簡潔に記入してください。

#### 4特別な医療について

・過去 14 日間以内に受けた医療があれば必ずチェックしてください。

#### ⑤心身の状態に関する意見(日常生活自立度)について

•「主治医意見書記入の手引き」に記載の判定基準を確認のうえ記入してください。

#### ⑥特記すべき事項について

- ・要介護認定の審査判定及び介護保険によるサービスを受けるうえで、重要と考えられる事項について、要点を記入してください。
- ・申請者にかかる介護の手間をより正確に反映するため、**申請者の状態やそのケアにかかる手間、** 頻度等の具体的内容について記入してください。
- ・口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記入してください。
- 専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記入してください。
- ・主に更新申請において、傷病経過等について前回から特段の変化が見られない場合であっても、 「前回記載内容と同じ。」などとせず、具体的に記入してください。
- ・第1号被保険者(65歳以上)について、負傷等の原因として第三者行為が疑われる場合は、その旨を記入してください。

#### ⑦要介護認定結果の情報提供希望の有無

• 情報提供を希望される場合は、「希望する」にチェックしてください。

裏面もご覧下さい

### 2 主治医意見書作成料の支払いについて

同封の「請求書」に必要事項をご記入いただき、主治医意見書とともに返信用封筒で区福祉課に ご返送ください。

- 主治医意見書作成料は、広島市から医療機関にお支払いします。
  - ・広島県内の医療機関への支払い 広島県国民健康保険団体連合会を通じて、1 ヶ月ごとに貴医療機関の診療支払い口座に振り込みます。
- ・広島県外の医療機関への支払い 広島市から直接、1ヶ月ごとに貴医療機関の口座に振り込みます。 (県内外ともに月末までに区福祉課到着分を翌月に振込み)
- 主治医意見書作成料の費用区分は、下記のとおりです。

	在宅者	施設入所者		
新規	5, 500 円	4, 400 円		
机玩	(消費税・地方消費税含む。)	(消費税・地方消費税含む。)		
<b>《</b> 业 《 <b>士</b>	4, 400 円	3, 300 円		
継続	(消費税・地方消費税含む。)	(消費税・地方消費税含む。)		

- ※ この場合の施設とは、介護保険施設のみならず、入院・入所機能を有する医療施設及び社会福祉施設を含みます。
- ※ 入院・入所者に対して、当該施設の医師(常勤・非常勤を問わない。)が主治医意見書を作成した場合は「施設」にかかる額の文書料、当該施設と関係がない医師が作成した場合は「在宅」にかかる額の文書料とします。
- ※ 申請区分に関わらず、医師が所属する医療機関が、申請者に対して初めて主治医意見書を作成した場合は「新規」にかかる額の文書料とし、申請者に対して過去に主治医意見書を作成したことがある場合は「継続」にかかる額の文書料とします。
- 意見書作成に当たっては、必ずしも、新たに診察・検査等を行う必要はなく、診療録等を参考に作成 することで差し支えありませんが、診察・検査等を実施した場合は医療保険に請求をお願いします。 ただし、主訴・寝たきり等がない場合に限って、意見書作成のために実施した診察・検査等(以下の ものに限ります。)については、広島市にご請求ください。
- 《検査》血液一般検査、血液化学検査、尿中一般定性·半定量検査、胸部単純 X 線検査

#### お問い合せは区福祉課高齢介護係までお願いします。

- 中区(082)504-2478安佐南区(082)831-4943
- · 東区(082)568-7732 · 安佐北区(082)819-0621
- 南区(082)250-4138 安芸区 (082)821-2823
- 西区(082)294-6585 佐伯区 (082)943-9730

広 島 市

再生紙を使用しています。

5	見本 帳票ID	申請日	$\overline{}$	被保険者番号			
	<b>——</b> 651 <sub>令和</sub>	区職員記入			区職員記入		
	広島市 介	`護保険主治	医意見 <sup>:</sup>	書	記入日 令和	年 月	В
	フリガナ 申請者 氏 名		性別 1男				
	生年 1明治 2十五						
	月日 2大正 3昭和	<u> </u>	機	連絡先			
	上記の申請者に関する意見は以下の通りです (主治医意見書における医師同意欄の取扱)		作成等」に利用されることに		同意す	る  同意	<b>ましない</b>
	医療機関名		自署でお願いしま ム印+押印は不可 <sup>・</sup>		$\longrightarrow$	区職員記	$\overline{}$
	医療機関所在地				電話		
	-	載·令和 年	В В	(A) A B & L C D **		1.0000	
		<sub>d · 令和</sub> 年 	月日	(2) 意見書作成回数	□ 初回 □	2回目以上	
				外科	科 図神経外科 歯科	□ 皮膚科   □ その他	■ 泌尿器科 ( )
_ '	: 1. 傷病に関する意見						
(1)		舌機能低下の直接の原					$\overline{}$
		数ある場合はより主体 〇〜64歳)の場合は					$\overline{}$
2	(2) 虚拟	卒中や心疾患、外傷等	の合料物等で	き極めた 医学的部	5項 が必要でもると	・又相さ	日頃)
•		学中で心疾患、外傷寺 場合は「不安定」を選				- Tase	$\longrightarrow$
3		原因となっている傷病ま	たは特定疾病の紹	を過及び投薬内容を ではその診断の担	含む治療内容		
•	・(1)診断名に記入した傷病または特定疾病の診断機幾、主要な所見、経過及び						
	双条	内容を含む治療内容等	について要点を	配入してくたさ	<u>,,,</u>		
	2 特別な医療(過去 1.4	1日間以内に受けた医療の	りすべてにチェック	7)			
4				透析	ストーマの処置	酸素療法	
		ンスピレーター	切開の処置	疼痛の看護	経管栄養		
		モニター測定(血圧、心拍、)			褥瘡の処置		
		カテーテル(コンドームカテ・	ーテル、留置カテー	テル等)			
<b>(5</b> )	3. 心身の状態に関する (1) 日常生活の自立度等につ						
•	<ul><li>障害高齢者の日常生活自3</li></ul>		J 1	J2 A1	A2 B1	В2 С	1 C2
	<ul><li>認知症高齢者の日常生活</li></ul>	自立度 目立	I I	Ia 🗌 Ib 📗	Па Пв	IV M	
	(2) 認知症の中核症状(認知症	_	_				
	・短期記憶	問題		問題あり	7 волимия	□ del	NE-state (
	<ul><li>日常の意思決定を行うた</li><li>自分の意思の伝達能力</li></ul>	=	=	いくらか困難 し いくらか困難	】見守りが必要 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -		断できない えられない
	(3) 認知症の行動・心理症状	<del></del>			<del></del>	- L	
	無 日有 [[	□ 幻視・幻聴 □ 妄想	□昼夜逆			への抵抗 🔲	徘徊
			行為 異食行	動 性的問題	行動 そのf	也 (	)
	(4) その他の精神・神経症状(						
	│	<b></b>	専門医受調	诊の有無 ┃ ┃ 有 (	)	無]	

※あてはまる項目をチェック 🖊 してください。間違った場合は 🔀 してください。(訂正印は不可)

帳票ID **イドラ** (被保険者番号: )

	00Z ツ「ナ <u>沙</u> 医春ほ	3 <del>4 5</del> 7 7 7	ハエコキ・ヘミ	************	- <b>-</b>	- シリー相楽して!	\++
				技新版を広島巾 え、作成をお願		<u>−ジに掲載してい</u> きす。	<u>いまり。</u>
	<u>こ                                    </u>			7C1   F190 C 03 M	MO-0-1-08	<del>. 7                                   </del>	
	広島市ホームペー 主治医意見書記			lg.jp/)【ページ番‐	号0000002348	1	
l i	※固有名詞(病	病院名や旅	E設名など)や	難解な専門用	語を避けて	ご記入ください	·
	### <b>###</b>				~	- <del></del>	
╽╘	失調 · 不随意運動     褥瘡	・ 上	□ 右 □ 左	・下 肢 □ 右 程	<b>-</b>	・体 幹 <u></u>	<b>□</b> <sup>←</sup>
	その他の皮膚疾患	(部位 :		程	度:	中 🔲 重)	
	生活機能とサービスに	関する意見					
(1) 届	移動 <sup>量外步行</sup>		自立	□ 介助があればし	ている	していない	
耳	事いすの使用		用いていない	主に自分で操作	している	主に他人が操作して	いる
_	歩行補助具・装具の使用(袖	复数選択可)	用いていない	屋外で使用		屋内で使用	
	栄養・食生活 <sub>食事行為</sub> 「	自立ないし何と	<b>ごか自分で食べられる</b>	ſ	全面介助		
B	見在の栄養状態	良好		j	不良		
→ 第	<b>栄養・食生活上の留意点</b>	(					)
(3)			_				
1 =	□ 尿失禁 □ 転倒 骨 低栄養 □ 摂食 嚥	_	_ =	褥瘡 □ 心肺機能 易感染性 □ がん等に	=	閉じこもり   意欲低下 その他 (	( ) 徘徊
1 -	<b>」     </b> 対処方針(						)
(4)	サービス利用による5		改善の見通し 期待できない	□ 不明			
(5)				さい。 予防給付により提信			
	訪問診療     訪問リハビリテーション		訪問看護 短期入所療養介護	■ 訪問歯科診療 ■ 訪問歯科衛生指導		問薬剤管理指導 間栄養食事指導	
]	■ ■ 通所リハビリテーション		老人保健施設	介護医療院		の他の医療系サービス	( )
L	特記すべき事項なし						
(6)	サービス提供時におり フ <sub>血圧</sub> (	ナる医学的観点か	ヽらの留意事項(該当・ ) ┃    摂食 (	するものを選択するとと	:もに、具体的に記		)
[			) 🔲 運動 (	-	) 🗖 4	その他 (	)
(7)	■ 特記すべき事項なし 感染症の有無 (有の)	の場合は具体的に	記入して下さい。)				
	□無 □ 有		- 107 (0 4 1 6 7 0 7		) 🔲 र	明	
要ź	記すべき事項 介護認定及び介護サービス			守りに影響を及ぼす疾病の特	状況等の留意点を含≬	o記載して下さい。	
5)特に、	介護に要する手間に影響る 手に別途意見を求めた場合は	を及ぼす事項につい はその内容、結果も		提供書や障害者手帳の申請	fに用いる診断書等の	写し等を添付して頂いても網	構です。)
		****					
_			判定及ひ介護保険 要点を記入してく	stによるサービスを 、ださい。	党けるつえで、	重要と考えら	
				E確に反映するため <b>Oいて配入してくた</b>		<u>載やそのケアに</u>	
		Total Marie		1	-		_
	7)	)広島市から	の要介護認定結	果の情報提供を	希望する	希望しない	
	(7)	<b>ルム島巾かり</b>	い安川護認正結	未の情報提供を	布筆りる	)   布室しない	